建築基準法第43条第2項第2号許可手続きの流れ

道路相談

・宇部市建築指導課で通路判断され**「許可に係る運用基準」**に該当するものが「許可事前相談」の対象となります。

↓

許可事前相談

・手数料は**不要**です。

・提出部数は**1部**です。

・内容についての審査期間は、書類提出後約2週間程度かかります。
（建築審査会案件または会長専決案件に該当するかについても判断。）

・事前相談書は別紙〝申請書一式〞とゼンリン地図、公図（申請敷地と通路部分を含むこと）及び通路部分の登記簿謄本又は要約書（コピーで可）を添付したものを提出してください。ただし、事前相談の段階では、申請書、理由書、誓約書、同意書等の**自署は不要**です。

・公図は、法務局備え付けの最新のものを複写し複写年月日を記入、赤線青線を着色し、敷地及び通路の部分がどの部分に該当するのかがわかるように図示もしくは着色して下さい。通路に該当する部分の境界が不明であれば、境界確認をしていただくことがあります。なお、公図が分断されて2枚以上になるときは、集合図を作成して下さい。

・事前相談による内容で問題なしと判断された後、「許可申請書」を提出してください。

↓

許可申請

※建築審査会案件または会長専決案件のいずれかの手続きとなります。

・許可申請**手数料33，000円必要**です。

・申請時に別紙“許可申請書一式”を**2部**（正本、副本）提出して下さい。

・登記簿謄本及び公図を許可申請書の正本に添付して下さい。

・建築審査会案件については原則として開催の**3週間前までの受付**です。

会長専決

建築審査会

・建築審査会は**年間4回開催予定**
（おおよそ4月下旬、7月下旬、10月下旬、1月下旬を予定）

許　可

・許可の**有効期間は原則1年間**です。